

確認検査業務約款 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(確認検査業務の標準処理期間)</p> <p>第3条 確認検査業務の標準的な処理期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 確認業務については、次のイ又はロによるものとする。</p> <p>イ 法第6条第1項 <u>第3号</u>に掲げる建築物及び法第68条の11第1項の認証を受けた建築物については、引受けた日から7日間（適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した日から申請書等の補正が行われた日又は追加説明書の提出を受けた日までの期間（以下「補正等期間」という。）及び法第77条の32第1項に基づく特定行政庁への照会を行った日から回答のあった日までの期間（以下「照会・回答期間」という。）を除く。）とする。</p> <p>ロ 法第6条第1項第1号から <u>第2号</u>（法第68条の11第1項の認証を受けた建築物を除く。）に掲げる建築物については、引受けた日から35日間（補正等期間及び照会・回答期間を除く。）とする。</p> <p>(2) 中間検査業務については、引き受けた日から4日以内の引受証に定める検査引受年月日の翌営業日（中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付した日から手直し工事の完了検査日又は計画変更の確認済証交付</p>	<p>(確認検査業務の標準処理期間)</p> <p>第3条 確認検査業務の標準的な処理期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 確認業務については、次のイ又はロによるものとする。</p> <p>イ 法第6条第1項 <u>第4号</u>に掲げる建築物及び法第68条の11第1項の認証を受けた建築物については、引受けた日から7日間（適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した日から申請書等の補正が行われた日又は追加説明書の提出を受けた日までの期間（以下「補正等期間」という。）及び法第77条の32第1項に基づく特定行政庁への照会を行った日から回答のあった日までの期間（以下「照会・回答期間」という。）を除く。）とする。</p> <p>ロ 法第6条第1項第1号から <u>第3号</u>（法第68条の11第1項の認証を受けた建築物を除く。）に掲げる建築物については、引受けた日から35日間（補正等期間及び照会・回答期間を除く。）とする。</p> <p>(2) 中間検査業務については、引き受けた日から4日以内の引受証に定める検査引受年月日の翌営業日（中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付した日から手直し工事の完了検査日又は計画変更の確認済証交付</p>	<p></p> <p>改正建築物基準法の施行 （令和7年4月1日施行） による修正</p> <p>改正建築物基準法の施行 （令和7年4月1日施行） による修正</p>

確認検査業務約款 新旧対照表

日までの期間を除く。)までの期間とする。

(3) 完了検査業務については、工事が完了した日又は引き受けた日のいずれか遅い日から7日以内の引受証に定める検査引受年月日の翌営業日(完了検査合格証を交付できない旨の通知書を交付した日から手直し工事の完了検査日又は追加説明書の提出日までの期間を除く。)までの期間とする。

(4) 仮使用認定業務については、引き受けた日から速やかに審査を実施し、建築主と協議して定めた検査日までの期間とする。

2 乙は、乙の責めに帰することができない事由により、処理期間までに確認検査業務を完了することができない場合は、甲に対し、その理由を明示の上、確認検査業務の処理期間の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる処理期間の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

(電子申請)

第9条

日までの期間を除く。)までの期間とする。

(3) 完了検査業務については、工事が完了した日又は引き受けた日のいずれか遅い日から7日以内の引受証に定める検査引受年月日の翌営業日(完了検査合格証を交付できない旨の通知書を交付した日から手直し工事の完了検査日又は追加説明書の提出日までの期間を除く。)までの期間とする。

(4) 仮使用認定業務については、引き受けた日から速やかに審査を実施し、建築主と協議して定めた検査日までの期間とする。

2 乙は、乙の責めに帰することができない事由により、処理期間までに確認検査業務を完了することができない場合は、甲に対し、その理由を明示の上、確認検査業務の処理期間の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる処理期間の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

(電子申請)

第9条 甲の確認申請又は仮使用認定申請が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、確認済証、適合しない旨の通知書、仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付時にお

確認検査業務規程の変更により削除

確認検査業務約款 新旧対照表

<p>乙は、業務規程第 13 条に規定する確認検査の業務を行う時間（以下「業務時間」という。）内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ業務規程第 17 条第 2 項、第 26 条第 4 項、第 32 条第 5 項、第 38 条第 4 項に規定する審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。</p> <p><u>2</u> この電子申請に係る業務を行う事務所は、業務規程第</p>	<p><u>る副本について、電子情報処理組織にて交付を行う。ただし、甲乙協議の上で、別途定めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 甲の確認申請、中間検査申請、完了検査申請又は仮使用認定申請が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、確認済証、中間検査合格証、検査済証、仮使用認定通知書、適合しない旨の通知書、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書、中間検査合格証を交付できない旨の通知書、検査済証を交付できない旨の通知書又は基準告示第 1 に適合しない旨の通知書について、書面にて交付を行う。ただし、適合しない旨の通知書、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書、中間検査合格証を交付できない旨の通知書、検査済証を交付できない旨の通知書又は基準告示第 1 に適合しない旨の通知書の交付方法については、甲乙協議の上で、別途定めることができる。</u></p> <p><u>3</u> 乙は、業務規程第 13 条に規定する確認検査の業務を行う時間（以下「業務時間」という。）内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ業務規程第 17 条第 2 項、第 26 条第 4 項、第 32 条第 5 項、第 38 条第 4 項に規定する審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。</p> <p><u>4</u> この電子申請に係る業務を行う事務所は、業務規程第 14</p>	<p>項ずれによる修正</p> <p>項ずれによる修正</p>
--	---	---------------------------------

確認検査業務約款 新旧対照表

14 条第 1 項に規定する事務所とする。

第 12 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は平成 19 年 11 月 15 日より施行する。

(附則)

この約款は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この約款は平成 27 年 11 月 1 日より施行する。

(附則)

この約款は令和 3 年 12 月 1 日より施行する。

(附則)

この約款は令和 7 年 2 月 1 2 日より施行する。

(附則)

この約款は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

条第 1 項に規定する事務所とする。

第 12 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は平成 19 年 11 月 15 日より施行する。

(附則)

この約款は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この約款は平成 27 年 11 月 1 日より施行する。

(附則)

この約款は令和 3 年 12 月 1 日より施行する。

(附則)

この約款は令和 7 年 2 月 1 2 日より施行する。

追記